

# ペット

皆様のご家庭で大切な家族の一員となっている犬・ねこたち。人とペットがより良く共生する社会としていくために、**福津市人と犬・ねこの共生に関する条例**等の法規で、飼い主の皆さんへ義務事項等を制定しています。人と犬・ねこの共生社会は、飼い主だけでなく、市・市民も一体となってつくりあげなくてはならないものです。市民の皆さんは、犬・ねこの共生について理解を深め、市が行う施策にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

## ペットを飼い始めた

《ペット》

生後91日以上の犬は「**一生涯に一度の登録**」と「**年に一度の狂犬病予防注射**」が**狂犬病予防法**で義務付けられています。

### 登録



犬を取得した日から**30日以内**に市長へ犬の登録を申請しなければなりません。  
登録料：一頭**3,000円**（H17.3現在）  
申請場所  
市うみがめ課、 集団注射会場（4月） 福津市・宗像市内動物病院

## ペットを飼っている

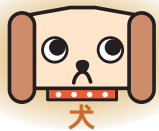
《ペット》

### 狂犬病予防注射

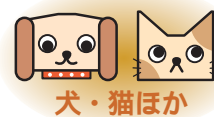


注射料：一頭**3,050円**（H17.3現在）  
接種場所： 集団注射会場（4月） 動物病院  
注射の際は、首輪をしっかりと締めて、犬を管理できる人が連れてきてください。  
犬が病気のときや妊娠・授乳中の場合、注射は受付られません。

### ふん尿の処理



飼い犬のふんの処理は、多くの法規にて飼い主に義務付けられています。散歩中に飼い犬がふんをした場合は、必ず飼い主がその場で拾い、自宅に持ち帰りましょう。



市民の皆さんから多くの苦情が寄せられています。飼い主の皆さんはペットの行動に責任を持ち、他人に迷惑をかけないように飼育しましょう。  
犬は、放し飼いをしない。  
猫は、室内飼いをする。

### 鑑札の紛失



登録鑑札を紛失・き損した場合は、30日以内に再交付の申請をしなければなりません。  
再交付手数料：**1,600円**（H17.3現在）  
申請場所：市うみがめ課

### 注射済票の紛失等



注射済票を紛失・き損した場合は、再交付の申請をしなければなりません。  
再交付手数料：**340円**（H17.3現在）  
申請場所：市うみがめ課

### 転入・転居



転入等により、飼い主の氏名や住所等の登録内容が変更となった場合、飼い主は30日以内に変更届を提出しなければなりません。  
届出場所：市うみがめ課  
市外の「鑑札」を持参いただき、交換してください。  
無料（「鑑札」を紛失された場合は料金がかかります）

## ペットを飼えなくなった

《ペット》

動物を捨てることは**動物の愛護及び管理に関する法律**で禁止されています。不幸な命を増やさないためにも、子犬・子猫を望まない場合は、不妊・去勢手術を受けましょう。



責任を持って、新しい飼い主を見つけてください。  
見つからないときは、宗像保健福祉環境事務所衛生課にご相談ください。

## ペットが亡くなった

《ペット》

### 死亡届



死亡を届出なければなりません。  
届出場所：市うみがめ課  
**登録鑑札と狂犬病予防注射済票**を返還してください。  
料金はかかりません。

### 遺体



ご自身でお住まいの地区で決められた収集業者（2頁参照）に直接依頼してください。  
民間の動物霊園等を探し、依頼してください。  
有料（料金等につきましては、収集業者・民間の動物霊園等にお問い合わせください。）  
道路等の公共空間に野良犬、野良猫やその他の野生動物の死体がある場合は、市うみがめ課までご連絡ください。

## 犬が欲しい

《ペット》



(財)福岡動物管理センターで受付していますので、お問い合わせください。

## ペットが行方不明 / 人や動物に噛みついた

《ペット》



宗像保健福祉環境事務所衛生課・市うみがめ課に連絡してください。

## お問合せ先

《ペット》

福岡県宗像保健福祉環境事務所 衛生課 ☎36-6098  
市うみがめ課(津屋崎庁舎) ☎52-4952  
(財)福岡動物管理センター ☎092-944-1281

市内の動物病院  
・さくら動物病院(福津市津屋崎1133) ☎52-1437  
・西川動物病院(福津市若木台1丁目21-10) ☎43-0200  
・東福岡犬猫病院(福津市津丸1168-3) ☎43-2251  
・深川犬猫病院(福津市中央3丁目9-35) ☎42-0078  
・ふくま獣医療病院(福津市中央2丁目1-1) ☎43-6412

# あき地管理(雑草処理)

清潔な生活環境づくりと火災や交通事故、犯罪等を未然に防止するため、「**あき地等管理の適正化に関する条例(草刈条例)**」に基づき、市では土地の所有者・管理者へ、あき地等が危険な状態にならないよう雑草処理をお願いしています。

自ら処理できない場合は、**有料**で委託を受け雑草処理を致します。(H17.3現在)